

<高台等の指定緊急避難場所>

番号	避難場所	電話	所在地	施設区分	収容人数		災害種別毎避難場所区分				海拔 (m)
					屋内	屋外	津波	洪水	土砂災害	地震	
1	茶臼山公園		西片上				●			●	31.5
2	楯越山		日生町日生				●			●	121.4
3	上山公園		日生町日生				●			●	53.0
4	南ノ一、南ノ二高台		日生町日生				●			●	25.0
5	湾頭高台		日生町日生				●			●	20.8
6	荒神社		日生町日生				●			●	18.0
7	中日生高台		日生町寒河				●			●	42.3
8	梅灘高台		日生町寒河				●			●	26.2
9	浜山高台		日生町寒河				●			●	18.5
10	深谷高台		日生町寒河				●			●	18.3

災害別避難所選定基準	津波災害	岡山県が実施した地震被害想定調査による「津波浸水想定区域」以外の場所で、津波の危険性のない避難所
	洪水災害	洪水による浸水の可能性がない避難所又は浸水の可能性はあっても浸水深以上の居室がある避難所
	土砂災害	「急傾斜危険箇所」、「土砂災害警戒区域」、「土石流警戒区域」以外の場所で、土砂災害の危険性がない避難所
	地震災害	昭和56年の建築基準法を基に、倒壊の危険性が少ない避難所
指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令第二十条の三に規定する指定緊急避難場所の基準を概ね満たすものであって、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として指定したもの	
指定避難所	災害対策基本法施行令第二十条の六に規定する指定避難所の基準を概ね満たすものであって、被災者等が一定期間滞在する場所として指定したもの	
※施設区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難所とは、多くの住民が避難できる避難所。（屋内においては、避難が長期化した場合等に宿泊を含む生活機能の提供が可能。） ・ 収容避難所とは、短期的な宿泊などが可能な避難所 ・ 福祉避難所とは、市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。（原則健常者の方だけの避難はできません。） 	